

みんなが
ひとしく
もっている



先生のための

子どもの権利条約 ヒントブック

中高生

子どもは、なぜ権利について学ぶ必要があるのか？
子どもに、どのように権利について教えるのか？
先生方のヒントになる考え方や、
授業で使えるツールをあつめました。

もくじ

私たち先生が「子どもの権利」に ついて知ると、何が変わるの？	01
だから私は、子どもの権利を教えたい	02
「子どもの権利条約」「こども基本法」って？	03
先生からの率直な疑問に答えます！	04
読んでみよう！	05
「子どもの権利条約」第1～40条	
歌から学ぶ子どもの権利 ～「こえ」のうた～ 動画の解説・歌詞	07
動画で学ぶ子どもの権利 中高生 ～ジーン&ケーン「学んでみよう！子どもの権利」 動画の解説&指導案・ワークシート	09

何が変わるの？

「子どもの権利」について知ると、

私たち先生が

生徒たちが荒れていた学校で、「子どもたちが学校に来なくなったらどうなるのだろう」と考えた先生がいます。その先生は、「そうだ、子どもたちが来てくれなくなったら自分たちの仕事はなくなってしまうんだ」と気がつきました。以来、朝、教室の前で、生徒たちに「今日も来てくれてありがとう」と迎え、帰り際には「今日も僕の授業を聞いてくれてありがとう」と送りだし始めたというのです。すると、生徒たちの荒れは次第になくなっていきました。

勇気ある先生だと思いませんか。心の底からそう思うようになったというのです。

この先生がしていることは、生徒にへりくだったり、おもねったりしているのではなく、教員は生徒の上にある存在だと考えない、ということです。学ぶ者と、学びを支援しようとする人は、ある意味人間として同等の存在なのだと考えるわけです。役割が異なっているだけ。一方的に決めて押しつけることはやめて、できるだけ子どもに相談して進める。それがおとな、教員の現代的なモラルだと考えたのです。

また、別の機会にカナダのある人に、日本の普通の公立の中学校の校則を読んでもらったら、「これは刑務所の規則ですか？」と言われたことがあります。そう見えるんですね。「カナダではこうした校則はないのですか？」と聞くと、「こういうものではなく簡単なパンフレットが配られることが多いですね」と教えてくれました。こんな内容が書いてあるんだそうです。「この学校では、子どもたちは次のような権利をもっています。第一に誰もがわかるまで教えてもらう権利をもっています。第二に誰もが人種や性別、肌の色、宗教などで一切差別されない権利をもっています」。この差に愕然としました。日本でも、校則ではなくて、どの学校でも子どもの権利が各クラスに貼られているようになるといいな、と心から思ったものです。

子どもの権利の“権利”は英語の“right”の訳語です。rightは元々「正しい」という意味です。ですから、子どものrightとは、子どもにとって正しいこと、正当なこと、そうあってしかるべきこと、という意味にもとれます。人間としてリスペクトして接するということです。子どもの発想にガキっぽいと感じるのではなく、面白いことを考えるなあと、一歩引いて感じ取る。それが子どもをリスペクトすること。もう少し強調すると、子どもの尊厳を守る、大事にする、ということになるでしょう。

今、子どもと接するときに「子どもを赤ん坊のときから未熟な存在、おとなの指示が必要な存在と考えることをやめよう」、「子どもは経験とか経験知とかがおとなより少ないだけで、人としてはおとなと同等と考えよう」となってきました。そう接すると、子どもたちも責任をもって発言し、行動するようになっていくのです。まずは子どもの意見をしっかりと聞くということから始めてみませんか。

東京大学名誉教授
汐見稔幸

戸惑いの日々に

子どもたちにとって、この動画は、日々の生活上のトラブルを、客観的に考える機会になると思います。でもそれだけでなく、「どうして、男の子と女の子は違うの?」「〇〇されたらイヤだったの?」など、子どもからの質問や意見に、どう答えたらいいか、おとな自身が戸惑った時、この教材を見て接し方の参考にしたいと思います。

幼稚園園長(山梨県)

ガマンしてる子 いませんか?

例えば、「子どもの権利条約」の中に出てくる「不当な労働」という言葉からは、発展途上国や貧困家庭・ヤングケアラーなど特別な環境がイメージされますが、「不当な我慢を強いられる」という点では、似たようなことは学級でも起きているのではないかと、声なき声を見過ごしているのではないかと考えました。この教材は、イヤなことはイヤと言えること、お互いの気持ちを尊重することを考えるきっかけになると思います。

義務教育学校副校長(神奈川県)

だから私は、 子どもの権利を教えた

～教材活用について 現場の先生方の声～

変えていく力

中高生は、生徒会活動や、校則について考える機会も多いです。その際に、この動画を使うことで、「自分たちで考えたことを発信していくことで、世の中とか自分の身の回りが変わっていく、これって実は権利として認められているんだ!」ということを実感してもらえるかもしれない。子どもたちが議論するときの導入に良さそうです。

中学校教諭(大阪府)

守る

子どもたちは、社会的に弱い存在です。いじめ、SNS上での悩み、性犯罪などさまざまな問題に直面する可能性があります。「自分は大切な存在なんだ!」「自分自身の思いをもっと大事にしたいんだ!」という気づきを本教材で生み出すことができます。それと同時に、自分の権利だけが大事なのではなく、相手の権利も同じく大切であり、お互いを尊重することの大切さにも気づいていくことで、素敵な社会につながっていくのではないのでしょうか。

大学准教授(北海道)

「子どもの権利条約」 「こども基本法」って？

子どもは権利の主体！

- 「子どもの権利条約」では、子どもは「弱くておとなから守られる存在」というだけでなく、「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」とであると認めています。
- 子どもがおとなと同じくひとりの人間としてもつ人権と、もって生まれた可能性や能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要なものやこと。それらが、子ども一人ひとりもっている「子どもの権利」です。
- 「人権」と同じように、「子どもの権利」も無条件に、すべての子どもが生まれながらにもっているものです。たとえば何か義務を果たしたときに与えられるものではなく、また何かの罰として取り上げられるものでもありません。
- 子どもは、なぜ権利について学ぶ必要があるのか？それは、自らが権利の主体であると知ることが、子どもの権利を守る第一歩になるからです。

「子どもの権利条約」について

- 1989年の国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。
- 前文と54条からなる条約で、その中でも特に第1～41条は子どもがもつ権利を具体的に定めています。

4つの原則

- 「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、右の4つの原則に表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に、合わせて考えることが大切であるとされています。これらの原則は、「こども基本法」(下述)の基本理念にも取り入れられています。

「こども基本法」・「こども大綱」について

- 2023年には、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指すために、こどもや若者に関する取り組みを進めていくことを決めた「こども基本法」が施行されました。
- この「こども基本法」に基づき2023年に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者の声を聴きながらともに進めていくことといった、こども施策に関する政府の基本的方針が掲げられています。

子どもの権利条約 4つの原則



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重(子どもの声を聞くこと)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



もっと詳しく！「子どもの権利条約」

こどものけんり
プロジェクト

<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



子どもの権利が守られた
学校・園づくり

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/crc/>



子どもの権利条約
特設サイト

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



先生からの率直な 疑問に答えます！

Q

子どもが権利について
学ぶと、わがままに
なったりしませんか？

A そのような心配をよく耳にします。でも、学習を積み重ねていくと、互いを認め合い、尊重する意識が生まれます。なぜなら、自分に権利があることを本当に学んだ子は、同時に友だちにも同じく権利があることを知るからです。自分の権利を主張することと「わがまま」は違う、ということに気づくと思います。お互いに、自分の意見がいつも通るわけではないけれど、“無視されずに聞いてもらえる”という安心感が生まれ、おとなと子どもの信頼関係につながります。

Q

「子どもの権利条約」を
教えることは、学級運営に
役立ちますか？

A 子どもたち自身で話し合いをする力が育まれます。意見を言ってもいい、ということ、いろんな違った意見がある、ということ、自分の意見も相手の意見も大切にすると、ということを学ぶことで、意見がぶつかった時も、話し合いをできるようになります。ただし、「子どもの権利条約」は、おとなが一方的に子どもたちをコントロールするための手段として使うものではありません。「子どもの権利」が守られる学校・園づくりとは、子どもたちの尊厳が守られ、子どもたちの主体性が尊重される環境を築くことでもあります。

Q

自分の権利が侵害されている
ことに気づいた子がいます。
どうしたらいいですか？

A 「子どもの権利」についての学びの過程では、子どもたちが自分の経験を告白する、あるいは自分の権利が守られていないことに気づくことがあるかもしれません。おとなたちが子どもの心に寄り添いサポートすること、プライバシーに配慮することも必要です。個別に話を聞く場をつくるなど、学校に子どもをサポートする体制が整っていることが必要です。

Q

「子どもの権利条約」に
書かれている権利同士が、
両立しないことがあります。
他より優先される権利は
あるんですか？

A 学校・園生活のいろいろな場面では、子ども同士の守りたい権利が衝突する場面も出てきます。そのような場合には、状況を総体的に見ながら、よい解決策を共に考えお互いに努力をする必要があります。また、子どもの置かれている状況によっては、ある権利を守るために、ある権利を一時的に制限しなければならないことも起こるかもしれません。忘れてはならないことは、常にその子どもの最善の利益とは何かを考えられていることです。

Q

子どもの権利について
子どもがわかっているか、どこで
判断したらいいですか？

A まず、知るということが大きな一歩です。「子どもの権利条約」について知ったうえで、子どもたちが「権利が守られるようにしていきたい」と思えるようになるかどうか。子どもたちと対話する日々の生活の中で、自他を尊重する意識や自己肯定感、自己効力感が育まれているか、子どもの権利についてわかっているかが、見えてくるのではないのでしょうか。

子どもの権利条約 第1～40条

日本ユニセフ協会抄訳

第1条 【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条 【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条 【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条 【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条 【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条 【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条 【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できがかり親を知り、親に育ててもらった権利をもっています。



第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれないように守らなくてはなりません。



第9条 【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第10条 【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条 【よその国に連れさらされない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条 【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条 【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第14条 【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条 【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条 【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第17条 【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条 【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条 【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条 【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。



※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。

日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

前文と全54条(政府訳)はこちらから ▶ https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html



<p>第21条【養子縁組】</p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】</p> <p>自分の国の政府からはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】</p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第25条【施設に入っている子ども】</p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】</p> <p>子どもは、心やからだやすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条【教育の目的】</p> <p>教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】</p> <p>少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】</p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】</p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ることから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第37条【拷問・死刑の禁止】</p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯したいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】</p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】</p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

「こどものけんりプロジェクト」テーマソング

“こえ”のうた

Song for the Voices

作詞: アイラブミーのみんな 英訳詞: ジェフ・マニング 作曲: 佐藤良成
うた: ミーとNHK東京児童合唱団



▶ 動画と譜面はこちらから >

ゲジゲジだいすきこの子
もじもじ見ているあの子
みんなもってるたからもの
かけがえのない“こえ”がある

I know someone who loves creepy crawly things.
And I know someone who's shy with everything.

We all have a special voice. And like the stars,
it's what makes us all unique and who we are.

いっばい泣いてる赤ちゃん
なかなか泣かないあの子
みんなもってるたからもの
ひとりひとり“こえ”がある

I know someone who cries all the time.
And I know someone who hardly ever cries.

We all have a special voice. And like the stars,
it's what makes us all unique and who we are.

いろもちがう おともちがう
そうだよ 世界はワンダフル

Colors are different. Sounds are all different.
Everyone's making the world wonderful!

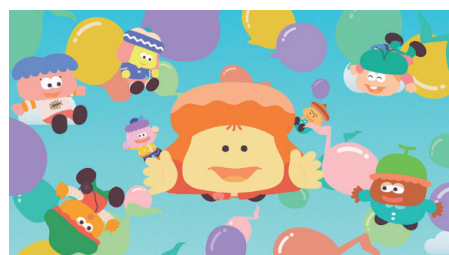
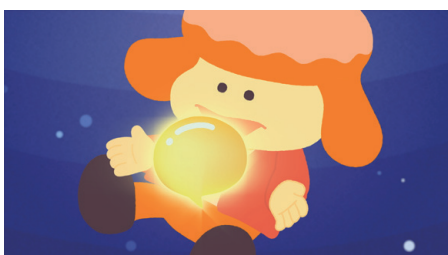
耳をすませた ころろを感じた
そうだ これが“こえ”なんだ
ちょっとつたえた わざとかくした
そうか これも“こえ”なんだ

It's time for me to start listening to my heart.
The feelings that I hide are like a voice inside.

They are often hard to say. But I know it's okay!
My inner voice will always find a way!

わたしのぜんぶが“こえ”になる
みんなの“こえ”でうたになる

Can you hear me? I am singing! This is my melody!
Come join us! Join our chorus, and we'll sing in harmony!



“こえ”について

「子どもの権利条約」の4つの原則の一つ、「子どもの声を聞くこと」をテーマにした歌です。

歌詞にでてくる“こえ”は、一人ひとりの気持ち、考え方、意見、そして権利のたとえです。

すべての人は生まれながらに“こえ”をもっていて、“こえ”はその人だけの、かけがえないものです。

一人ひとり“こえ”は違いますが、優劣はありません。また、“こえ”の表し方は人それぞれで、そのどれもが大切にされるべきです。

自分の“こえ”も、誰かの“こえ”も、みんな大切に。ありのままの自分を大切に、ありのままの他者も大切に。



楽曲の目的

子どもたち一人ひとりが、「自分が権利をもつ存在だ」という喜びを感じながら歌ってほしい、という願いを込めて制作されました。

「子どもは、一人ひとりが生まれながらに権利をもっていること」
「すべての子どもは、ありのままの自分で受け入れられること」を歌を通して学んでいきます。

子どもたちに知ってもらいたい、権利のこと

- 食べて、遊んで、学んで、安心して寝る、という普通の生活を送るために、権利があります。権利は、子どもたちが健やかに成長するための、すべての土台です。
- すべての人が生まれながらに権利をもっていて、誰も奪うことはできません。何かをしたからもらえたり、取られたりするものではありません。

そもそも人権って？～権利の A B C D E ～

「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どものもつ権利を定めていますが、18歳をこえると、権利が守られなくなるわけではありません。人はみな生まれながらに基本的人権をもっています。子どもの権利を考えると、普遍的な権利の本質を忘れないことも大切です。

Rights are for **A**LL human beings
すべての人が権利をもっています

Rights are there at **B**IRTH
みな生まれながらに権利をもっています

Rights **C**ANNOT be taken away
権利を奪い取ることはできません

Rights **D**O NOT have to be earnt
権利は無条件にあるものです

All rights are **E**QUALLY important
すべての権利が同じように大切です

出典：UNICEF UK (英語原文)

中高生向け「子どもの権利条約」学習動画

▶動画はこちらから▶



「ジーン&ケーン 学んでみよう！子どもの権利」

学べる内容 ▶ みんなが大切にされる毎日を

「子どもの権利を学ぶ」といっても、どこから手をつければいいでしょう？実は、さまざまな教科や学校・学級活動の中にも取り入れることができます。

「ジーン&ケーン 学んでみよう！子どもの権利」は、小学校中学年から中高生を対象に、「子どもの権利条約」を通じて子どもの権利について知るための動画教材です。この動画では、記者のジーンとケーンというキャラクターが、子どもの権利に詳しい弁護士の大谷さんに、突撃インタビュー。子どもの権利の基本概念、権利の具体例や条約の重要性について教えてもらいます。また、権利が守られていない世界の子どもたちの状況を紹介し、条約がなぜ必要かを説明。学校生活で大切な権利の具体例を通じて、子どもたちが元気に育つために必要な条件を、話し合いながら学びます。この動画は、子どもの権利とは何か、なぜ大切なのかを、楽しく伝えています。さまざまな学習の導入に活用してください。



ジーンとケーン

子どもの悩みや、身の回りで気になる疑問について調べる、記者コンビ。ジーンは、すぐに“ジーン”と感動しちゃう、心優しい子。ケーンは、“ケン”とつく言葉に反応して、素早くケーン索しちゃう、熱血マン！



話し手 大谷美紀子 (おおたに みきこ)

「子どもの権利条約」について学んだことがきっかけで、人権教育や国際人権法に関心を持つ。弁護士として、またNGO活動を通して、子どもや女性、外国人の人権問題に取り組む。日本人初の「国連子どもの権利委員会」委員。

この動画はこんな場面や教科に！

学級目標づくりや
チームビルドの時期に

生徒たちに自身のもつ
権利を認識し、
「多様性」や「共生」の意識を
もってほしい

授業などで
自己表現(意見発表)が
苦手な生徒がいるときに

生徒会活動
(プロジェクト型学習や
学校単位の取り組みなど)にも

社会科 地理的分野
SDGsの学習など
公民的分野 人権・個人の尊重、
さまざまな国際問題など

教科指導や特別活動で
「人権」について
触れたいときに

道徳の授業で
「いじめ」「人権」などに
触れるときに



「子どもの権利」について **もっと** 知りたいときには・・・

けんさく！



日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」特設サイト
<https://www.unicef.or.jp/crc/>





中学校 特別活動2 (ア)

▶ 動画「学んでみよう!子どもの権利」>

活動名 お互いを認めあう関係づくり～「子どもの権利条約」を通して～

学習活動

指導上の留意点

事前の活動

学校生活において生徒たち自身が「周囲に迷惑をかけてしまったと思った経験」や「周囲との違いに戸惑った経験」などを出し合い、何が問題だったのかクラスで意見を出し合う。

- アンケートの結果を見ながら、「お互いを認めあうクラスづくり」について問いをもつ。

導入

あなたは「子どもの権利条約」について知っていますか？

「子どもの権利条約」という成長途中の子どもならではの権利が保障されていることについて、生徒たちの意見を聞く。

動画視聴

- 「お互いを認め合う」とはどういうことかなのか、動画を見て「子どもの権利条約」という視点から考える。
- [子どもの権利条約一覧](#)を参照し、各自の理解を深める。

※ワークシート①

- ワークシート①の内容を班で共有し合う。
- 「子どもの権利条約」について、何が大事なのか班で話し合う。調べ学習も状況に応じて行う。

※ワークシート②

各自、自身がどのようなクラスや人間関係を作っていきたいか「行動宣言」をつくり、発表する。(それぞれの考えを尊重し合うことが大切なことに、再度触れる。)

- 一人ひとりの違いを認め合うことが大切。(相互尊重)
- 自分の意見を出すことは大切なこと。

展開

終末

事後の活動

帰りの会などで、自分の「行動宣言」を定期的に見直し、意識的に生活できるようにする。

- 匿名アンケート形式などで意見を出すことが苦手な生徒への配慮も行う。

日常生活や学校生活の中での具体例をいくつか挙げ、身近なことという認識をもてるよう意識する。

- 出された意見を板書で共有する。1人1台端末を使う場合は、協働学習モード等で、他者の意見を参考にできるようにするとよい。
- どの意見も間違いではないことに触れつつ整理する。(生徒自身に整理させる。)その際、権利に関する優先順位をつけることが目的ではない旨を伝える。

- 知識としての「子どもの権利条約」ではなく、自分たちの生活の中であたりまえと認めることが権利として保障されているものであることを伝える。



板書計画例

ワークシート①の
意見を記述

- ◎ 「あたりまえ」と思っていた安心・安全な暮らしができることが、権利があるということなんだ!
- ◎ 世界には権利が守られていない同世代の子どもがいる。

お互いを認めあう関係づくりの
ために必要なことは？

「子どもの権利条約」ってなんだろう？
(きみたちの生活に関係している?)

「あたりまえ」の生活は、実はあたりまえじゃない。
私たち一人ひとりに「権利」があるんだから、みんなが安心・安全な生活を送れる環境を考えていく必要がある。人ごとじゃなくて、自分たち自身のこと。

ワークシート②の
内容を記述

- ◎ 自分の意見を表すことは「権利」だから、ちゃんと耳を傾けることが大事。
- ◎ お互いの権利を守りながら生活することが大切なんだ。



お互いを認めあう関係づくりに向けて 自分たちがもつ権利について考えてみよう

クラス

名前

1

動画の内容で気になったことや感想を書き出してみよう。

(記入例)

世界には権利が守られていない子どもがいる。
自分たちのための「権利」があったことを知らなかった。
「あたりまえ」だと思っていたことが、
あたりまえじゃない生活もあることを知れた。

2

「子どもの権利条約」の条文を選んで、
大事だと思う理由を班で共有してみよう。
(わからないことは、さらに調べてみるのも可)

(記入例)

どの条文も大切なことだと思うし、どれも必要だと思う。
国が取り組むだけじゃなくて、私たち一人ひとりが理解しておかないと。
〇〇条は学校生活で特に大事だと感じた。なぜなら、〇〇だと思うからだ。

ユニセフ
「子どもの権利条約」特設サイト
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



3

どのようなクラスや人間関係をつかっていきたいか
「行動宣言」をつくらう

(記入例)

「あたりまえ」の生活は、実はあたりまえじゃない。
私たち一人ひとりに「権利」があるんだから、
みんなが安心・安全な生活を送れる環境を考えていく。
自分の周りにも悩んでいる人がいるかもしれないから〇〇したい。



▶動画「学んでみよう!子どもの権利」>

中学校 社会 公民分野

活動名 グローバル社会と人権

「子どもの権利条約」について理解を深め、自分ごととして認識し、民主的・平和的な社会の形成者としての資質を養う。



学習活動

指導上の留意点

導入

子どもの権利条約はなぜつくられたのだろう？

- 「世界人権宣言」には「すべての人間は～」とあるのに、なぜ「子どもの権利条約」という、別の条約がつけられたのだろう？

📺 動画視聴

“子ども”の権利を保障しようという条約の目的から、社会の中には弱い立場に置かれている人びとがいるということを、認識できるようにする。

展開

- 動画の内容で気になったことや、「子どもの権利」についての考え、紹介された事例などを書き出す。

※ワークシート①

- ワークシート①の内容を班で共有し合う。

- 📄 [子どもの権利条約一覧](#)を班で参照し、条約について調べながら考える。

※ワークシート②

- 班で共有した内容を全体に発表する。各班の発表について、各自の考えや思いをコメントする。

- 出された意見を板書で共有する。1人1台端末を使う場合は、協働学習モード等で、他者の意見を参考にできるようにするとよい。

- 動画での事例だけでなく、自分たちの生活の中でも権利が保障されていることに気づくよう配慮する。このような条約が自分たちの日常に必要なだと気づくようにファシリテートを行う。

終末

- 人権の課題は身近な自分たちの生活の中にもある一方、社会には弱い立場に立たされ、権利が同じようには守られていない人びとがいるという意識・視点から、今後どのような世界(社会)を共に作っていくべきか各自の意見をもつ。

- 「子どもの権利条約」以外の人権条約についても触れ(女性の権利や障がい者の権利など)、さまざまな視点で社会の問題を知り、多面的・多角的な視点から考えることが重要であることを伝える。

板書計画例

国連の活動と条約

子どもの権利条約…
1989年11月20日に採択。
締結国・地域は196 日本…
こども基本法に取り入れられている。



本時の問い

「子どもの権利条約はなぜつくられたのだろう？」

子どもの人権だけでなく、その他の立場の人々の人権についても知り、考えていくことが大事なこと。
世界には権利が守られていない同世代の子どもがいる。

自分の意見を表すことは「権利」だから、ちゃんと周りの意見にも耳を傾けることが大事。
お互いの権利を意識して、
守りながら生活することが大切なんだ。

「あたりまえ」の生活は、実はあたりまえじゃない。
私たち一人ひとりに「権利」があるんだから、みんなが安心・安全な生活を送れる環境を考えていく必要がある。人ごとじゃなくて、自分たち自身のこと。





「子どもの権利条約」はなぜつくられたのだろう？

クラス

名前

1

動画の内容や、事例で気になったこと、「子どもの権利」についての考えなどを書き出してみよう。

(記入例)

世界には権利が守られていない子どもがいる。
自分たちのための「権利」があったことを知らなかった。
「あたりまえ」だと思っていたことが、
あたりまえじゃない生活もあることを知れた。

2

「子どもの権利条約」について、もっと詳しく調べてみよう。

ユニセフ
「子どもの権利条約」特設サイト
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



(記入例)

どれも大切なことだと思うし、どれも必要だと思う。
4つの原則はどれも欠けてはいけないし、
いつも守られるべき権利として考える必要がある。
国が取り組むだけでなく、おとな一人ひとりが理解しておかないと。

3

なぜ「子どもの権利条約」がつくられたのか、わかったことや班で考えたことをまとめよう。

(記入例)

私たち一人ひとりに「権利」があるんだから
みんなが安心・安全な生活を送れる環境を考えていく必要がある。
人ごとじゃなくて、自分たち自身のこととして考えていくことが大切。

キャラクタープロフィール



ジーン&ケーン

「こどものけんりプロジェクト」応援キャラクター。記者コンビ。子どもの悩みや、身の回りで気になる疑問について調べる。ジーンは、すぐに“ジーン”と感動しちゃう、心優しい子。ケーンは、“ケン”とつく言葉に反応して、素早くケン索しちゃう、熱血マン！



アイラブミー

NHK Eテレで放送されているアニメーション番組。主人公の「ミー」が「じぶんを大切にすることってどういうこと？」か考えていきます。「こどものけんりプロジェクト」のコンテンツにミーとミーの仲間たちが登場しています。

放送時間はこちら
<https://nhk.jp/iloveme>



「こどものけんりプロジェクト」

「こどものけんりプロジェクト」は、日本ユニセフ協会とこども家庭庁共催のキャンペーンです。日本における「子どもの権利」の正しい理解と普及を通じて、子どもたちのウェルビーイングの向上を目指しています。

なお、本ヒントブックを含むプロジェクトの各種教材などは、日本ユニセフ協会がこども家庭庁およびNHKエデュケーショナルの協力を得て、独自に制作・発行しています。

特設サイトはこちら
<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



子どもの権利条約 先生のためのヒントブック 中高生

発行
2024年9月

発行者
公益財団法人 日本ユニセフ協会
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL:03-5789-2014
Eメール:se-jcu@unicef.or.jp

制作
日本ユニセフ協会 / NHKエデュケーショナル
デザイン
札幌大同印刷
監修
汐見稔幸(東京大学名誉教授)
監修・授業デザイン構想
安井政樹(札幌国際大学准教授)

アイラブミー ©NHK ジーン&ケーン©NED